

宅造法裁判で静岡地裁が門前払いの不当判決

原告適格を全員に認めず、訴えを却下

2021年12月24日、静岡地裁は、伊豆高原メガソーラー建設に関する伊東市の宅造法許可処分の取消し及び無効確認を求めた住民の訴えを、全員原告適格無しとして却下しました。判決によれば、『工事に伴う崖崩れや土砂流出による直接的な被害を受けることが想定される範囲の地域に居住するとは言えないので原告適格はない』『宅造法は溢水等による被害を防止することを目的としていないので、宅地造成による溢水等で直接的な被害を受けることが予想される範囲の地域に住んでいても、宅造許可の無効確認や変更許可の取消を求める法律上の利益を有するものとは言えないので、原告適格を有しない』として、原告適格を認めませんでした。なお判決は、溢水等の被害の防止は森林法や伊東市普通河川条例等の他の法令で規制しているとも指摘しています。原告適格が否定されたことから、静岡地裁での宅造法に関する裁判は結審し、これ以上地裁での裁判は行われません。

伊豆メガソーラー建設阻止のために

伊豆高原メガソーラーの建設を止めるためには、今でも三つの方法があります。一つは事業者が自主的に工事を断念するしかない状況に追い込む、二つ目は事

業認定を取り消す、三つ目は宅造法の許可を取り消す、ということです。工事続行を断念させる手立ては、河川占用の不許可処分です。事業認定を取り消す手段は、法違反事業の認定によって経済産業省がIDを取り消すことです。現在経済産業省が業務改善命令を出して審問中となっています。

しかし、今でも事業者は工事を続行する意思を表明して、11月と12月に伊東市を相手取り、2件の訴訟を起こしました。11月にはID取消につながる法違反事業認定を取消するため伊東市のメガソーラー規制条例に従う義務がないことの確認を求めて、また12月には工事ができなくなっている要因である河川占用不許可処分の取消を求めて、それぞれ静岡地裁に提訴しました。

事業者が事業続行のために裁判を起こしたとしても、その訴訟の結果如何にかかわらず、根本的に工事をやらない方法があります。それは宅造法の許可の取消、無効を勝ち取ることです。静岡地裁では原告適格無しとして門前払いになってしまいましたが、改めて東京高等裁判所に控訴し、原告適格を勝ち取り、その上で宅造法による許可の取消・無効を勝ち取ることです。

東京高裁の河川占用裁判で公共性のない工事と認定さ

れる理由の一つに、地域住民が反対していることが挙げられていました。今回改めて事業者が河川占用不許可処分の取消を求めて起こした訴訟に対しても、住民があくまでも事業撤回を求めて建設に反対していることを強く表明するためにも、宅造裁判の不当判決を認めず控訴して争う姿勢を明らかにすることが大切です。

また、溢水等による災害は宅造法の目的ではないとして原告適格無しとした地裁判決を、このまま放置するわけにはいきません。昨年7月の伊豆山の土石流災害は、宅造許可を行った案件であっても、地質・土質を無視した盛土の危険性を明らかに証明したものです。宅造法は宅地造成に起因した災害が発生しないようにするための法律でなかったら意味がありません。昭和30年代の開発優先の法律ではなくなってきているのです。さらに問題なのは、被害を予見できても法律で守る必要はないとする地裁判決をそのままにしておけば、開発優先の危険な宅地造成のやり放題になってしまいます。ぜひともきちんとした判断を裁判所に求めていくために控訴していきます。



支援金の
お願い

SAVE
FOREST
STOP
SAVE
OCEAN

- ゆうちょ銀行からは：記号12380 番号62117081
- ゆうちょ銀行以外の金融機関からは：
[店名]二三八(ニサンハチ) [店番]238
普通預金[口座番号]6211708
- [口座名]イズコウゲンメガソーラーショウワシエンズルカイ

行政裁判のための
費用が必要です
地域の環境を守るために
みなさまのご支援を
よろしく
お願いいたします



<http://izukougen-ms.com/>

事業者が河川占用不許可処分の取消で再び伊東市を訴える

2021年12月27日、事業者は同年7月6日に出された河川占用不許可処分の取り消しと5億円の損害賠償を求めて静岡地方裁判所に伊東市を訴えました。訴状が明らかになっていないので詳細はわかりませんが、新聞報道によると、事業者は、「処分が事業阻止という動機の下に行われ、小野達也市長が裁量権を逸脱、乱用して違法な処分を行い事業を妨害した」（伊豆新聞）、「確約書にも反している」（静岡新聞）と主張しています。同時に、不許可によって事業が遅れ1日約485万円の売電収入が得られず、その損害は8億5千万円にも上るとし、その一部の5億円を請求するとしています。東京高裁の判決では、不許可処分は市長の裁量権の濫用に当らず、また伊東市のいわゆるメガソーラー規制条例の適用を受けるとされたことから、伊東市は高裁判決を踏まえて改めて7月に不許可

処分を出したという経緯にあります。今回の訴えでは、高裁判決を覆すような新たな証拠を事業者が提出することが必要です。住民は反対していないとする証拠として、5月末に伊東市に提出された地元住民と事業者との間の確認書が該当すると考えたのではないかと考えられますが、当該町内会長（当時）と交わしたこの確認書については、町内会の臨時総会で『メガソーラー建設反対は区民の総意』『確認書は町内会長が独断で締結したもの。無効であり白紙撤回』と議決承認され、確認書を事業者から回収することを町内会長が約束した代物です。さらに、現在でも市議会の反対決議は有効に維持されており、伊豆高原の住民の反対の意思も全く変わっていません。市長の確約書は、すでに5月末時点で伊東市は無効と事業者に通知、また伊東市の政倫審では市長の行為が条例違

反と認定されており、こうした確約書を盾にとって信義則に反すると主張すること自体不当な要求であると言わざるを得ません。

上記訴訟に先立ち、事業者は11月24日に規制条例に基づく市長の同意義務や事業の中止義務がないことの確認を求める訴訟を静岡地裁に起こしています。規制条例が適用されなければ、事業者が伊東市の工事中止勧告に従う義務もなく、経済産業省の業務改善命令の根拠が無くなることで、ID取消の懸念が無くなることを意味します。同時に河川占用不許可取消訴訟において条例適用されないとの主張が可能となります。ただし、先の東京高裁判決では、規制条例は適用されると判断されています。新たな論点や証拠がない限り、高裁判決を覆すことは非常に難しいと考えるのが普通です。

市長の確約書問題で政倫審が答申

2021年12月21日、伊東市政治倫理審査会（以下審査会と略す）は、その審査報告書において、小野市長が伊豆メガソーラーパーク合同会社に提出した確約書に関し、市条例第3条第1項第5号「品位と名誉を害するような一切の行為を慎み、その職務に関し、不正の疑惑を持たれる恐れのある行為をしないこと」に違反したものと認定しました。この審査会は、市条例第10条の規定によって設置されたもので、市長等の政治倫理に関する審査及び調査を行うための機関です。従って、政治倫理基準違反の存否について審査するという限界があり、政治倫理基準が守られるためには何が必要かという判断は基本的に行っていません。法令順守の環境整備に必要な事項については、あえて委員の意見として指摘するにとどめています。その中で「市長の市政運営における重要な事案についての外的監視機能の充実」が指摘されています。

報告書によると、審査会が認定した事

実は ①前提となる事実 ②提出された資料等に基づき確認した事実 ③市長等との質疑等の概要 に記載されています。しかし、確約書の作成・受け渡しを担った担当職員への直接的な聞き取り事実は記載されておらず、担当職員の証言を審査会は聴取していないのではないかと推察されます。

審査会が確認した認定事実のなかでは、以下の事項が重要であると考えます。

- 一、伊東市役所文書取扱規程及び伊東市事務決済規程に対する違反があった
- 一、事業者が市に対し損害賠償を考えている旨を記載して送達した文書は計9通あった
- 一、市長は、担当職員の事業者に出向く旨の申し出を受け、委任状を作成して、事業者と面会することを依頼した
- 一、市長の考えを文書にすることを事業者に求められ、事業者が作成した文書に署名した
- 一、訴訟担当の弁護士に相談せずに署名した

伊東市は、河川占用不許可処分を巡り、自らの行政処分が正しかったことを

認めてもらうために東京高裁に控訴したはずですが。その裁判中に、市長が訴訟担当の弁護士の意見を聞くことなく、担当職員の意見や関係ない弁護士の意見を真に受けて裁判は負けると判断することは、その判断過程が規定違反とされることだけではなく、代理人弁護士の信頼を裏切る行為であり、「誰であってもやってはならない行為」です。その行為は伊東市に損害をかけることにもなりかねません。また、担当職員は伊東市の規定を承知していなかったのか、新任の職員ならいざ知らず、もし管理職であったならば極めて大きな責任問題になります。担当職員の上級職も同様の責任を負うことは当然です。こうした点を明らかにしていない（政倫審の限界）報告書で、確約書問題を終わらせるわけにはいきません。

また長期にわたって不当な損害賠償の圧力を伊東市に掛け続けていた事業者を見過ごすわけにはいきません。今後とも厳しく監視していく必要があります。